

令和4年度 地域活性化に係る議論の場 実施事業 事業協力を求める内容

1 事業の目的

令和3年3月に策定した「県西地域活性化プロジェクト」では、重点的な取組項目として、「移住・定住の促進」、「関係人口の創出」、「交流人口の増加」の3つを掲げている。

これらの取組みを推進するため、「人的ネットワークを活用した課題対応力の向上」として、「地域を元気にする新たな人的ネットワークの形成」などを位置づけている。

こうした方向性に基づき、事業の展開にあたっては、この地域の魅力を広く発信すると同時に、その発信の中で明らかになった地域の課題について、継続的に議論を進めていくことが必要である。

このため、令和3年度には、継続的な意見交換を行う場として、「未来ミーティングかながわ (Facebook グループ)」を設置し、そのキックオフイベントとして、令和3年12月にシンポジウムを開催した。

令和4年度においても、地域の魅力の発信や地域の課題についての議論を継続し、地域活性化の動きを加速させるため、シンポジウムを開催する。

県西地域活性化プロジェクトの URL (県公式ウェブサイト)

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/y2w/kenseipj/index.html>

県西地域とは、

小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町の2市8町。

「未来ミーティングかながわ」の URL (県公式ウェブサイト)

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2g/kenseipj/mirai-meeting.html>

「未来ミーティングかながわ」とは、

県西地域の魅力を広く発信すると同時に、その発信の中で明らかになった地域の課題について、継続的に議論・意見交換するため、Facebook のグループ上に設けた「議論の場」。(公開グループのため、誰でも検索・閲覧可能)

2 事業の協力を求める期間

事業実施に関する覚書締結日から令和5年3月24日(金曜日)まで

ただし、これにかかわらず、協力実施後の謝礼支払いによって、協力を求める期間は終了する。

3 事業の基本的な枠組み

- 「1 事業の目的」にそって、県が主体的に事業を実施する。この事業に対し、県が協力を求めたい事項を中心に、事業協力者が、申し出た事項について、事業の実施に協力する。

- 事業の広報では、「主催：神奈川県（県西地域県政総合センター）、事業協力：（事業協力者名）」として、事業協力者を明示するよう努める。
- 事業協力者が、事業に協力する過程で入手した映像については、事前に神奈川県県西地域県政総合センター（以下「当センター」という。）と協議の上、事業協力者が関係者の了承を得たのちに、神奈川県の事業により実施したことを明示して、全部又は一部について、そのまま、あるいは必要な編集等を行って、使用することができる。また、映像以外のものについて、同様に取扱う。
- 広報に用いる事業名は、当センターと事業協力者が協議のうえ、当センターが決定する。

4 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による事業の変更・中止

- 「Zoom」等を利用したシンポジウムの実施を予定しているが、事前のインタビューなど、人の移動を伴う事項も想定されることから、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を鑑み、当センターが所在する区域等が「新型インフルエンザ等対策特別措置法」による、まん延防止等重点措置以上の措置を行う区域となっている場合は、事業の一部又は全部を、変更又は中止することがある。
- 上記の場合には、当センターは、事業協力者とあらかじめ協議するものとする。

5 事業の協力を求める内容

実施を予定している事業の概要及び協力を求める主な事項等は、以下のとおりである。協力を求める事項については、あくまで例示であるので、これに拘らずに協力いただける内容を申し出て差し支えない。

(1) シンポジウムの実施に対する協力

ア 実施の概要

(7) 内容

- コロナ禍で、テレワークの進展等により、自ら選んだ地域への移住等の機運が高まっている。
- こうした機運に乗じて、この地域がコロナ禍の新しい生活様式に適した地であることなど、県西地域の魅力を広く発信する。
- あわせて、その魅力を十分生かしていない課題などについても、提起していただく。
- 地域の外に対しては、魅力の発信、地域の中に対しては、魅力の再発見と課題の気づきの機会を提供する。
- 実施時期は、可能であれば、11月末から12月初旬に開催する。

(4) 実施方法

- 原則として、「Zoom」等で開催し、その後、その内容をYouTube等で配信する。
- 参加者の募集は、peatix等の活用も検討する。
- パネリストは、この地域の良さを知りつつ、他地域にもに関わりがある発信力の高い者に依頼する予定である。
- パネリストには、リアルタイムでの出席が困難な方も想定されるた

め、事前に収録したインタビュー等を編集し、これを活用して、バーチャルなシンポジウムの開催も想定している。

- 可能であれば、事前のインタビューについても、YouTube 等で配信する。

イ 協力を求める内容

- シンポジウムの企画・実施方法への助言
- パネリスト選定等への助言
- シンポジウム参加募集への協力
- 事前インタビュー等を行う場合の撮影、編集等への協力
- シンポジウム実施に際しての会場の設営、運営、配信等への協力 等

(2)継続的な議論の場「未来ミーティングかながわ」の周知等に対する協力

ア 実施の概要

- シンポジウム参加者に、令和3年度に設置した「未来ミーティングかながわ」への参加を促し、シンポジウムで提示された課題等について、継続的な議論が行われるよう促す。
- このシンポジウムが、「未来ミーティングかながわ」における議論の活発化につながるものとするため、若者（高校生、大学生等）を含め、広く、シンポジウムを周知し参加を促す。

イ 協力を求める内容

- シンポジウム参加者への「未来ミーティングかながわ」の参加を促す広報等への協力 等

6 協力内容の確認及び謝礼の支払い

- シンポジウムの終了後に、協力が終了した時点で、実際の協力が、あらかじめ申出があった内容にそったものであり、必要な協力が実施されたことを確認したのちに、あらかじめ決定した額の範囲内で謝礼を支払う。
- あらかじめ申し出た協力内容の全部又は一部が実施されなかった場合、あらかじめ決定した額の全部又は一部について減額することがある。
- 謝礼を支払った以降の協力については、当センターと協議の上、事業協力者の自主的な意思により、実施することを妨げない。

7 協力の実施体制

受注者は、本事業への協力を行うため、業務を円滑に遂行できる事業推進体制を整備すること。

8 留意事項

- (1) 本事業への協力は当たっては、関係法令を遵守すること。特に、個人情報の取扱いについては、事業協力者が、関係法令等の規定に基づき、適切に処理すること。
- (2) 本事業への協力を際して、必要な場合は、事前に当センターの了承を得て、第三者の協力を得ることができる。その場合、その事業者についても、下記「参加資格」の要件のうち、アからキまでを全て満たすこと。

(参加資格)

- ア 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
 - イ 本業務への協力を行うための安定的かつ健全な財務体質を有すること。
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定（成年被後見人、被保佐人、被補助人、破産者で復権を得ない者等）に該当する者でないこと。
 - エ 過去2年以内に手形交換所の取引停止処分を受けている者でないこと。
 - オ 過去6ヶ月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。
 - カ 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押え、保全差押え又は差押えの命令及び競売手続の開始決定を受けている者でないこと。
 - キ 事業税、消費税、地方消費税を滞納している者でないこと。
- (3) 本事業で生じた一切の権利については、その生じた時から当センターに帰属するものとする。ただし、事業協力者は、当センターと協議の上、これを利用することができる。
- (4) 本事業の内容及び業務の遂行上知り得た秘密事項は、当センターの了解を得ないで他に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。本事業の終了後も同様とする。